

## 大阪市規則第 3 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則(平成 5 年大阪市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号、第 18 条第 2 項第 1 号及び第 20 条第 5 項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 33 条の 5 第 3 項第 6 号中「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第 7 号中「建物登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

### 附則

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。